

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

|                  |                              |   |
|------------------|------------------------------|---|
| 許認可等の名称          | 建築協定の認可(1人)                  |   |
| 根拠法令・条項<br>所 管 課 | 建築基準法第76条の3第2項<br>建築安全課      |   |
| 審 査 基 準          | 法令の規定から基準が明確であり、法令の規定どおりとする。 |   |
| 標準処理期間           | 標準処理期間<br>を設定できない理由          | 公告期間や公聴会等の手続が必要であるなど、期間の変動の機会が多く、処理期間の設定が困難であるので、60日を原則とする。 |